

2025年12月30日

お客様各位

東北労働金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みに関する各種取扱いの終了について

いつも〈東北労働金庫〉をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」において、「2026年までの約束手形の利用の廃止、小切手の全面的な電子化」の方針が示され、これを受け一般社団法人全国銀行協会は「2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止することを決定しました。

〈東北労働金庫〉におきましても、政府方針、金融界の取組み等の社会的要請を踏まえ、下記の対応を実施しますのでご案内申しあげます。

手形・小切手をご利用いただいておりますお客様におかれましては、本対応について何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげますとともに、インターネットバンキングによる振込みのご検討をお願い申しあげます。

記

1. 当座預金の新規口座開設の停止（当座貸越に係る取扱いを除く）

受付停止日	2026年4月1日
内容	当座貸越に係る取扱いを除き、当座預金の新規口座開設を停止いたします。 なお、すでに当座預金をご利用中のお客様は引き続きご利用いただけます。

2. 手形・小切手帳の発行終了

受付終了日	2026年4月1日
内容	手形・小切手帳の発行申込の受付を終了いたします。

3. 手形・小切手の最終振出期限

最終振出期限	2026年9月30日
内容	手形・小切手の最終振出期限を設定いたします。最終振出期限を超過して振出された手形・小切手は、当座勘定からの支払ができなくなります。

4. 他行を支払地とした手形・小切手による預金の入金扱いの受付終了

受付停止日	2026年10月1日
内容	他行を支払地とした手形・小切手による預金の入金扱いの受付を終了いたします。

※2027年4月1日以降を期日とする手形・小切手（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含む）の代金取扱いの受付は終了させていただいております。

※お問合せにつきましては、お取引店までお願いいたします。

以上